

議案第59号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年6月4日提出

加西市長 西村 和 平

## 加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 条の 2 中第 13 項を第 14 項とし、第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13 法附則第 15 条第 47 項に規定する条例で定める割合は、0 とする。

### 附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(審議事項)

生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）に規定される先端設備の投資に係る固定資産税について新たに特例を定めるもの。

中小企業の設備投資を集中的に行うため、先端設備に係る固定資産税を全額免除し、市内の中小企業の生産性の向上に寄与する。なお、減収額の 75%は地方交付税で措置されることとなる。